

人權教育

上越教育大学 梅野 正信



独立行政法人教職員支援機構

人権教育

- 1.学校教育における人権教育
- 2.人権教育の構造を理解する
- 3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する
- 4.個別人権課題の学習を組み入れる
- 5.研修にあたって

1. 学校教育における人権教育

1. 学校教育における人権教育

① 法にもとづく教育

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）

第1条 目的

この法律は、**人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり**、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、**国、地方公共団体及び国民の責務**を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第2条 定義

この法律において、人権教育とは、**人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動**をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいう。

第3条 基本理念

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、**国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう**、多様な機会の提供、**効果的な手法**の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の**中立性の確保**を旨として行われなければならない。

1. 学校教育における人権教育

① 法にもとづく教育

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年12月6日法律第147号）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

1. 学校教育における人権教育

① 法にもとづく教育

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

第1条 人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり
国、地方公共団体及び国民の責務

第2条 人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動

第3条 国民が、
発達段階に応じ
効果的な手法
中立性の確保

第4条 国の責務

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第5条 地方公共団体の責務

施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第6条 国民の責務

人権尊重の精神の涵養に努める

人権が尊重される社会の実現に寄与するよう
努めなければならない。

第7条 基本計画の策定 国は、基本的な計画を策定しなければならない。

法が義務づけるほど重要な教育、社会に不可欠の教育

1. 学校教育における人権教育

② 戦後国際社会が求めた教育

- ・ 国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章） 1945

（前文）ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、**人間の尊厳・平等・相互の尊重**という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、**無知と偏見**を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。**文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないもの**であり、且つすべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもって果さなければならない**神聖な義務**である。

- ・ 日本国憲法 1947
- ・ 教育基本法 1947

- ・ 世界人権宣言 1948

（前文）**人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、**言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言された

第26条2 **教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。**

1.学校教育における人権教育

③今日の国際社会が求める教育

- 人権教育のための国連10年決議 1994
- 人権教育のための国連10年（1995～2004）行動計画
 - ・人権と基本的自由の尊重の強化、
 - ・人格及び人格の尊厳に対する感覚の十分な発達、
 - ・日常生活に関連づけた方法
- 人権教育のための世界計画 第1フェーズ（初等中等教育） 2005～2009
 - ・人権の指導及び学習を、生徒の日常生活及び関心に関連させる。
 - ・活発な参加、協力的な学習並びに連帯感、創造力、及び自尊心を促す
 - ・人権を実践できる経験に基づいた学習方法を採用する。
- 人権教育のための世界計画 第2フェーズ 2010～2014
- 人権教育及び研修に関する国連宣言 2012
 - ・あらゆる人権の効果的な実現を追求し、寛容、非差別及び平等を促進すること
 - ・平等、人間の尊厳、統合、ならびに非差別の原理、とくに女子と男子、女性と男性の間の平等の原理に基づくものでなければならない。
 - ・人権教育及び研修はこの多様性からインスピレーションを引き出すだけでなく、多様性を大切に受け容れ、豊富化すべきである。
- 人権教育のための世界計画 第3フェーズ 2015～2019

1. 学校教育における人権教育

④ 日本が積極的に対応してきた教育

国連10年 1995～2004

世界計画 2004

第1フェーズ 2005～2009

第2フェーズ 2010～2014

研修に関する国連宣言 2012

第3フェーズ 2015～2019

1997 人権教育のための国連10年国内行動計画
2000 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002 人権教育・啓発に関する基本計画（閣議決定）
2003 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議

2008 人権教育の指導方法等の在り方について
[第3次とりまとめ]

2011 基本計画の一部変更について(閣議決定)

2016～

学校教育における人権教育調査研究協力者会議

2. 人権教育の構造を理解する

2.人権教育の構造を理解する

自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識。意欲・態度

知的理解

人権感覚

知識的側面

- 自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務等の概念
- 人権の発展・人権侵害等に関する歴史や現状
- 憲法や国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令
- 自尊感情・自己開示・偏見など、人権課題の解決に必要な概念に関する知識
- 人権を支援し、擁護するために活動している国内外の機関等についての知識 等

価値的・態度的側面

- 人間の尊厳、自己や他者の価値を感知する感覚
- 自他の価値を尊重しようとする意欲や態度
- 多様性への開かれた心
- 正義、自由、平等などの実現に向かって活動する意欲や態度
- 人権の観点から自己自身の行為に責任を負う意志や態度

技能的側面

- 互いの相違を認め、受容できる諸技能
- 他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力や感受性
- コミュニケーション技能
- 他の人と対等で豊かな関係を築く社会的技能
- 人間関係のゆがみ、ステレオタイプ、偏見、差別を見きわめる技能
- 対立的問題を非暴力的解決の技能

2.人権教育の構造を理解する

①知的理解と人権感覚をもとにした実践的行動

- ・ 知的理解にとどまり、**人権感覚が十分身に付いていない**など指導方法の問題
※平成11 人権擁護推進審議会答申
- ・ 人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育
- ・ **人権感覚が知的認識**とも結びついて、問題状況を変えようとする**人権意識**又は**意欲や態度**になり、自分の人権と共に他者の人権を守るような**実践行動**に連なる。
- ・ 人権感覚とは人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとするような、価値志向的な感覚。

※平成20年 文部科学省 人権教育の指導方法等に関する調査研究会議
人権教育の指導方法等の在り方について [第3次とりまとめ]

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育

・学校教育では、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間、教科外活動等、**教育活動全体を通じて推進すること**が期待されている。

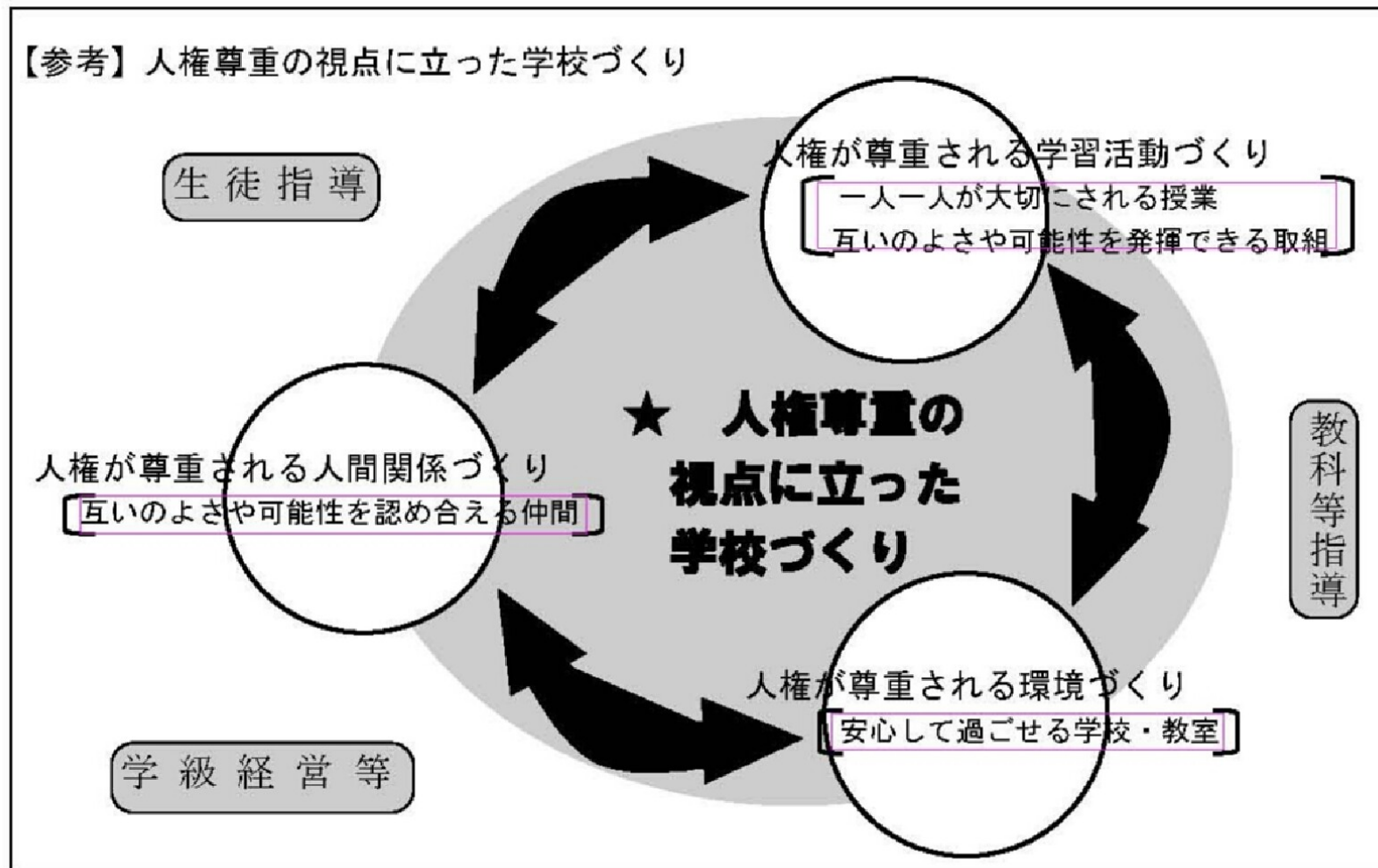
・一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、**[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]**ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること。

人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する**基本的な知識を確実に学び**、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち**人権感覚を育成すること**が併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、**自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度**を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける**実践力や行動力**を育成することが求められる。

※第3次とりまとめ

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育



※第3次とりまとめ

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育

○人権尊重の精神に立つ学校づくり

- ・学校においては、**教科等指導、生徒指導、学級経営**など、その活動の全体を通じて、**人権尊重の精神に立った学校づくり**を進めていかなければならない。
- ・児童生徒間の望ましい人間関係を形成し、**人権尊重の意識と実践力を養う学習活動**を展開していくことが求められる。
- ・児童生徒が、多くの時間を過ごすそれぞれの学級の中で、**自他のよさを認め合える人間関係**を相互に形成していけるようにすることが重要であり、このような観点から学級経営に努めなければならない。
- ・**教職員が豊かな人権感覚をもち**、児童生徒の意見をきちんと受けとめて聞き、明るく丁寧な言葉での声かけ等を普段から心がけ、児童生徒に手本を示す
- ・校長は、人権教育の推進の視点に立って学校の教育目標を作成するとともに、自校の実態を踏まえ、人権教育に関わる目標について教職員相互の共通理解を図り、効果的な実践と適切な評価が行われるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

※第3次とりまとめ

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育

○隠れたカリキュラム

教育する側が意図する、しないに関わらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていき全ての事柄を指すものであり、学校・学級の「隠れたカリキュラム」を構成するのは、それらの場の在り方であり、雰囲気といったものである。

「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「**いじめはよくない**」という**知的理解だけでは不十分である**。実際に「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。教職員一体となつての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。

※第3次とりまとめ

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育

○平成22年 『生徒指導提要』（文部科学省）

- ・人権尊重の視点に立って豊かな言語環境を整えるようにします。（第2章第1節）
- ・「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」人権尊重の視点に立った生徒指導が求められます。（第4章第1節）
- ・「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が不可欠です。（第6章Ⅱ第5節）
- ・暴力行為の予防という視点から規範意識の育成にかかわる活動を例示しますと、
①人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ・被害者の視点などを取り上げた教育活動、・・・（同）
- ・いじめに取り組む基本姿勢は、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することです。（第6章Ⅱ第6節）
- ・人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成するための開発的・予防的な生徒指導がますます求められているといえるでしょう。（同）

2.人権教育の構造を理解する

②教育活動全体を通じて推進する教育

○平成25年 運動部活動での指導のガイドライン（文部科学省）

- ・指導に当たっては、生徒の人間性や**人格の尊厳**を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。
- ・指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や**人権感覚の育成**、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要です。

○平成27年 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（27文科初児生第3号 平成27年4月30日）

- ・（教育委員会等による支援について）教職員の資質向上の取組としては、**人権教育担当者**や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。
- ・学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・**人権教育等を推進する**ことが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。

3.協力的な学習、参加的な学習、 体験的な学習を活用する

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

・人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面や技能的側面の資質・能力に関しては、なおさらのこと、**言葉で説明して教えるというような指導方法で育てることは到底できない。**

・児童生徒が自ら主体的に、しかも学級の他の児童生徒たちとともに学習活動に参加し、協力的に活動し、**体験することを通してはじめて身に付く**といえる。

・児童生徒が**自分で「感じ、考え、行動する」**こと、つまり、自分自身の心と頭脳と体を使って、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠なのである。

→学習指導要領(平成29年)「主体的・対話的で深い学び」

※第3次とりまとめ

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

- ・「**協力的な学習**」：児童生徒が自分自身と学級集団の全員にとって有益となるような結果を求めて、協力しつつ共同で進める。
- ・「**参加的な学習**」：学習の課題の発見や学習の内容の選択等も含む領域に、児童生徒が主体的に参加する。
- ・「**体験的な学習**」：具体的な活動や体験を通して、問題を発見したり、その解決法を探究したりするなど、生活上必要な習慣や技能を身に付ける。
- ・「体験的な学習」に関しては、我が国の人権教育や人権啓発においても、「**参加体験型学習**」の名で、従来より普及してきたところであるが、特に人権感覚の育成の観点からも、体験的学習の本質に関する理解の深化が特に求められている・
- ・「体験すること」はそれ自体が目的なのではなく、「**話し合い**」、「**反省**」、「**現実生活と関連させた思考**」の段階を経て、それぞれの「自己の行動や態度への適用」へと進んでいくべきものである。

※第3次とりまとめ

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

- ・他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような**想像力、共感的に理解する力**
- ・考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うための**コミュニケーション**の能力やそのための技能
- ・自分の要求を一方向的に主張するのではなく**建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力**及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見いだしてそれを実現させる能力やそのための技能
- ・**交流活動や擬似体験活動**などにより、人間関係を築く能力やコミュニケーションの技能、他の人の立場に立って考えられるような想像力を培う。
- ・体験的な活動等を系統的に展開する、事前・事後指導を工夫するなど、**単発的なものに終わらせることなく**、人権教育全体の中での意義を明確にして、児童生徒一人一人が活躍できるように配慮し、達成感を味わわせ、自立心を養うような工夫に努める。

※第3次とりまとめ

※第3次とりまとめ「実践編」及び教育委員会による各種人権教育資料の活用

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

- ・事例4：地域の高齢者宅訪問の取組
- ・事例5：「あいさつの日」の実践を通じた家庭地域との相互理解促進の取組
- ・事例7：福祉関係施設等における交流ボランティア体験の取組
- ・事例8：幼稚園を中心とした校種間の連携の取組
- ・事例9：特別支援学校との交流の取組
- ・事例12：聴く技能を育てる指導
- ・事例13：イメージーション能力を育てる指導（写真を読む）
- ・事例14：感受性を高める指導
- ・事例15：建設的な問題解決法についての指導

※第3次とりまとめ「実践編」

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

- ・事例18：生命の大切さに関する教材（阪神・淡路大震災）
- ・事例19：地域の人々からの聞き取りを通じて、地域の課題を発見し、自分たち
にできることをさがす取組
- ・事例20：自分を見つめ、自分の夢について調べ、発表する取組
- ・事例21：学級における協力的な人間関係づくりと主体的なルールづくりの取組
- ・事例22：交通安全ウォーキングを通じた高齢者との交流体験の取組
- ・事例23：保育所幼稚園との交流と保育実習体験の取組
- ・事例24：一人暮らしや体の不自由な高齢者との交流ボランティア体験の取組
- ・事例25：達人名人への弟子入り修行体験の取組

- ・事例26：幼児期による取組（絵本に親しむ）
- ・事例27：小学校低学年の取組（ぼく・わたしを発見する）
- ・事例28：小学校高学年の取組（環境問題）
- ・事例29：中学校の取組（情報モラル）
- ・事例30：高等学校における取組み（生命倫理について考える）

※第3次とりまとめ「実践編」

3.協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習を活用する

①協力的、参加的、体験的な学習

- ・事例35：子どもたち同士の対立の解決方法を考えさせる指導案づくりの研修
- ・事例36：児童生徒の人間関係づくりを促進するための指導方法の研修
- ・事例37：人権教育への取組姿勢を主体的にするための
個人人権課題等に関する研修
- ・事例38：人権感覚を培う参加体験型グループ研修
- ・事例40：家庭や地域等との連携によるライフステージに応じた
教員研修の全体構想
- ・事例41：教員を地域の人権教育指導者として養成し、活用する研修
- ・事例42：人権週間に合わせた研修の機会の設定

※第3次とりまとめ「実践編」

4. 個別人権課題の学習を組み入れる

4. 個別人権課題の学習を組み入れる

① 国として公表した人権課題

平成14年（2002）人権教育・啓発に関する基本計画（閣議決定）

- ① 女性
- ② 子ども
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 同和問題
- ⑥ アイヌの人々
- ⑦ 外国人
- ⑧ HIV感染者・ハンセン病患者等
- ⑨ 刑を終えて出所した人
- ⑩ 犯罪被害者等
- ⑪ インターネットによる人権侵害

平成23年(2011)閣議決定より追加

- ⑫ 「北朝鮮当局による拉致問題等」

4. 個人権課題の学習を組み入れる

② 個別的な人権課題に対する取り組みの進展

	(文部科学省)
	平成22年 生徒指導提要
平成25年 障害を理由とする差別の 解消の推進に関する法律	平成25年 運動部活動での指導のガイド ライン
平成25年 子どもの貧困対策の推進 に関する法律	
平成26年 いじめ防止対策推進法	
	平成27年 性同一性障害に係る児童生徒 に対するきめ細かな対応の実 施等について
平成28年 本邦外出身者に対する不 当な差別的言動の解消に 向けた取組の推進に関す る法律	
平成28年 部落差別の解消の推進に 関する法律	

4. 個人人権課題の学習を組み入れる

② 個別的な人権課題に対する取り組みの進展

○ 第3次とりまとめ

・どれもが大切であって優劣や軽重の差はありえない。ただし、今日、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、**人間の生命はまさにかげがえのないもの**であり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい。人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではない。

・全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然である。このことは同時に、**誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負う**ことを意味することになるのである。

4. 個人的人権課題の学習を組み入れる

② 個別的な人権課題に対する取り組みの進展

○平成10年 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(前文)・・・ 一方、我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対する*いわれのない差別や偏見*が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。

このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、*感染症の患者等の人権を尊重しつつ*、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている。

4. 個人的人権課題の学習を組み入れる

② 個別的な人権課題に対する取り組みの進展

○平成25年 いじめ防止対策推進法

第1条 この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、**児童等の尊厳**を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう）。

○平成25年 子どもの貧困対策の推進に関する法律

第1条 この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、**教育の機会均等**を図るため、・・・

○平成25年 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

第1条 ・ ・ ・ 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する**個人としてその尊厳**が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される**権利**を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする**差別の解消**を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

4. 個人人権課題の学習を組み入れる

② 個別的な人権課題に対する取り組みの進展

○平成28年 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(前文) 我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する**不当な差別的言動**が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、**更なる人権教育と人権啓発などを通じて**、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第3条（基本理念） **国民は**、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第6条（教育の充実等） 国は、本邦外出身者に対する**不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施する**とともに、そのために必要な取組を行うものとする。

4. 個人権課題の学習を組み入れる

③ まとめ

- ・ 個人権課題に対応する**法**の成立
- ・ 個人権課題に対応する**文部科学省の取り組み**の進展
- ・ 抽象的理念の理解にとどまらない、個別的対応の存否が求められる

- ・ 児童生徒やその保護者、親族等の中に、**当該人権課題の当事者等**となっている者がいることも想定される。**教職員の無責任な言動が、児童生徒の間に新たな差別や偏見を生み出すことがある**ことを認識するとともに、個人情報への取扱いには、十分な配慮を行う必要がある。
- ・ 教職員においては、個別の人権課題の指導に取り組むに際し、まず当該分野の**関連法規等**に表れた考え方を正しく理解するとともに、その人権課題にかかわる**当事者等への理解を深める**ことが重要である。

※第3次とりまとめ

- ・ 人権教育の本旨に適う形で、日本の人権教育の長い蓄積と実績をふまえて
- ・ 倉敷宣言には、ことの成否は「最前線で学生や生徒と向き合い教育活動に携わる人々の日々の努力なくしては成り立たない」と述べる。「教師という職業への尊敬の念」が不可欠とも指摘する。教育者の使命の崇高（教育基本法第9条）であることと重ねて、思いを致すようにとお願いしたい。

5. 研修にあたって

5. 研修にあたって

- ・ 児童生徒の発達段階
- ・ 知的理解と人権感覚
- ・ 協力的な学習、参加的な学習、体験的な学習

- ・ 学校の教育目標
- ・ 地方自治体の施策・方針

- ・ 保護者や地域との連携
- ・ 教育の中立性や個人情報、プライバシーへの配慮

5. 研修にあたって

- ・ 人権を侵害された人の痛みを想像する
- ・ 人権教育に取り組む教師を励ます
- ・ 翌日の笑顔につながる研修
- ・ 親しい人とつながる研修

人權教育

上越教育大学 梅野 正信



独立行政法人教職員支援機構